

生物多様性ふくおか指標（仮称）検討委員会設置要綱

（目 的）

第1条 「生物多様性ふくおか指標（仮称）」（以下、「指標」という。）の作成にあたり、必要な事項を検討するため、「生物多様性ふくおか指標（仮称）検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について検討を行うものとする。

- （1）指標の作成に関する事項
- （2）その他委員長が必要と認める事項

（委 員）

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）その他、指標検討のために必要な知識、経験を有すると認められる者

（任 期）

第4条 委員の任期は、1年とする。

（委員長）

第5条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会 議）

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（庶 務）

第7条 委員会の庶務は、福岡市環境局環境監理部環境調整課で行う。

（委 任）

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年9月14日から施行する。